

平成29年度 とちぎの幼児教育

－とちぎの幼児の健やかな成長のために－



VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ



栃木県総合教育センター

ご あ い さ つ

昔の話になりますが、冬の日曜日と言えば、庭先で娘の縄跳びに付き合うのが日課でした。娘は少し上手くなったことを私たち親に見せたくて、最初は繰り返し跳んでいるのですが、ふと気付くと、その縄で妹と別の遊びを始めています。縄と縄を結んで長くして庭木にくくりつけ、「ここは大人が入れない特別な場所！」などと言っては、自分たちのつくり上げた世界に興じています。親としては、もっと上手になるよう練習をすればいいのにとともに思いましたが、それを言っても聞く耳を持ちません。大人が持つ縄跳びという概念を超え、自分たちの方法で遊びを考え、新たなもの（遊び）をつくり上げていく様子は、何にも増した楽しさに見えました。縄跳びの練習を続けさせるのはあきらめながらも、娘の遊び方、感じ方に新鮮な面白さと少しばかりの成長を感じ、嬉しくなる瞬間でもありました。

このことを幼児期の教育と照らし合わせれば、まさに「自発的な活動としての遊び」であり、重要な学習の源です。教育基本法第11条に示されているとおり、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、その重要性には論をまちません。さらに、子ども・子育て支援新制度の実施により、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、全ての子どもが健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。

栃木県教育委員会では、栃木県総合教育センター幼児教育部（栃木県幼児教育センター）を中心として、栃木県幼稚園連合会等の関係団体や市町教育委員会・保育主管課等の御理解と御協力のもと、幼児期にふさわしい教育を実現するための施策の展開と充実に努めて参りました。このような本県ならではの幼児教育を一層推進するために、県の教育振興計画や国の動向等を踏まえ、従前から、「とちぎの幼児教育」を作成し、主な施策・事業の方向性を示してきたところです。

平成28年2月に、「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」が策定されました。この度、その基本施策の一つである「幼児教育の充実」に合わせて、本書の内容を見直すことといたしました。本書が、本県の幼児教育に携わる全ての方にとって役立つものとなり、幼児教育のさらなる充実・発展に少しでも寄与できれば幸甚です。

平成29年3月

栃木県総合教育センター所長 軽部 幸治

目 次

ごあいさつ

はじめに	1
第1 基本方針	3
第2 施策・事業	
1 幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充	6
2 教育・保育の質の向上	8
3 幼児期の子どもを持つ保護者への支援	10
第3 施策・事業の推進に当たって	
1 県の役割	12
2 市町の役割	13
3 幼稚園・保育所・認定こども園の役割	14
4 小学校の役割	15
「とちぎの幼児教育」を支える環境づくり	
1 教育環境の整備・充実	18
2 地域における子ども・子育て支援サービスの充実	20
3 家庭や地域への啓発	22

はじめに

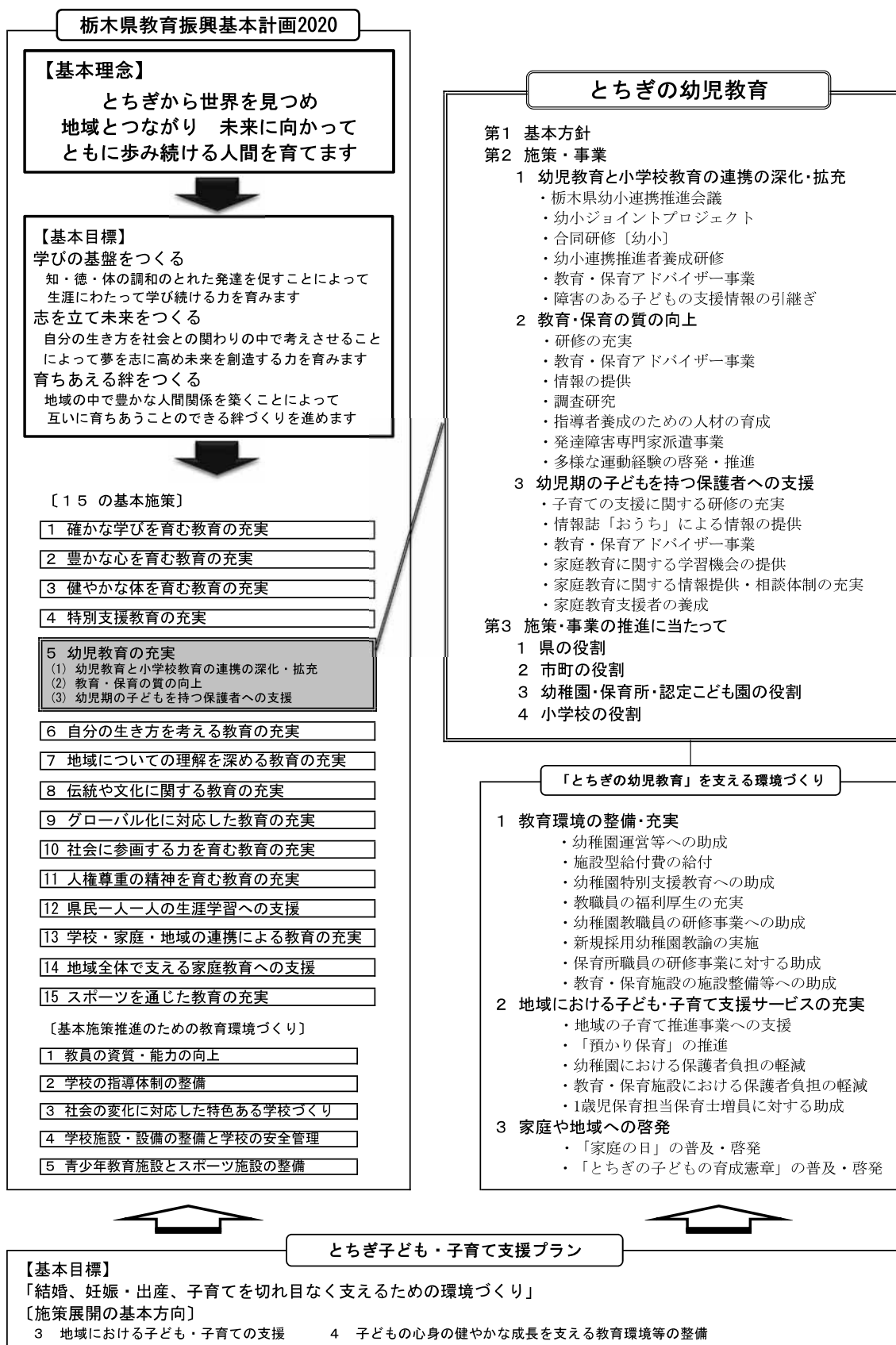
本県教育委員会が平成28年2月に新たに策定した「栃木県教育振興基本計画2020」において、15の基本施策の一つに「幼児教育の充実」が掲げられ、新たな施策の方向や主な取組が示されました。（P 4、5 参照）

そこで幼児教育センターでは、基本施策「幼児教育の充実」の趣旨を踏まえ、本県幼児教育行政の主な施策・事業を新たに整理し、本書「とちぎの幼児教育」において、以下のような構成で示しました。

- 基本施策「幼児教育の充実」の3つの主な取組を基本方針としました。
- 施策・事業を【推進の方向】と【主な施策・事業】で示しました。
- 県教育委員会の関係課室が連携・協力し、幼児教育に関連する施策・事業を展開していくことが重要であることから、県教育委員会関係課室の幼児教育に関する主な施策や事業も記載しました。
- 幼児教育に携わる者が広く施策の方向を共有することが大切であることから、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）、小学校及び市町がそれぞれに果たす役割も明記しました。
- 知事部局関係課の幼児教育に関する主な施策・事業については、これまで「とちぎの幼児教育」の中で、教育委員会の施策・事業とともに記載してきましたが、「栃木県教育振興基本計画2020」の趣旨を踏まえた今回の見直しにより、『とちぎの幼児教育』を支える環境づくり」として、まとめました。

本書記載の主な施策・事業については、実施状況を毎年確認し、その成果と課題、及び国の動向等を踏まえて、その都度、本書の内容を見直していきます。

◆「栃木県教育振興基本計画2020」との関連◆



第1 基本方針

本県ならではの幼児教育を一層推進するために、「栃木県教育振興基本計画2020」の基本施策「幼児教育の充実」（P 4、5 参照）における3つの主な取組を基本方針とします。

栃木県教育委員会では、「栃木県教育振興基本計画2020」の基本理念を以下のように掲げました。

基本理念

とちぎから世界を見つめ
地域とつながり 未来に向かって
ともに歩み続ける人間を育てます

この基本理念のもと、今後の本県教育が目指す3つの基本目標を設定し、とちぎの教育で育む力や目指す地域の姿を表現しました。

基本目標

学びの基盤をつくる
志を立て未来をつくる
育ちあえる絆をつくる

中でも、基本目標「学びの基盤をつくる」では、子どもたちに「知・徳・体の調和のとれた発達を促すことによって生涯にわたって学び続ける力」を育むことを目指しています。

この基本目標「学びの基盤をつくる」の達成を目指し、関連の深い基本施策として「幼児教育の充実」を位置付け、今後5年間で実施する主な取組として、「(1)幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充」「(2)教育・保育の質の向上」「(3)幼児期の子どもを持つ保護者への支援」を示しました。

これらの3つを幼児教育推進のための基本方針とし、各施策・事業を展開していきます。

基本方針

- 1 幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充
- 2 教育・保育の質の向上
- 3 幼児期の子どもを持つ保護者への支援

「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」（P17）

施策体系



「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」（P25）

基本施策 5 幼児教育の充実

施策の方向

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、義務教育及びその後の教育の基礎となるものです。このことを踏まえ、本県ではこれまでも、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園（※18）の別なく、幅広く研修を実施したり、園内研修を支援したりしてきました。また、幼児教育と小学校教育の連携の充実を目指した事業を展開し、各市町における幼児教育に関係する部局相互の協力体制も概ね整ってきました。さらに、市町教育委員会等を中心に連携協議会等を立ち上げ、定期的に会合や研修を行うなど、相互理解を深める取組も見られるようになりました。

今後は、年長児と小学校低学年児童との交流にとどまらず、幼児期の教育と児童期の教育をつなぐという視点で、幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムを編成していく必要があります。そのため、組織マネジメントやカリキュラム・マネジメント等に関する研修や事業を充実させていきます。また、子育ての支援を行う幼稚園等に対する支援を充実させていきます。

主な取組

(1) 幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充

- 幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成・実施に向けて、連携の深化・拡充を図ることを目的とした研修を行います。
- 市町の教育委員会や保育主管課等との連携を密にし、市町の現状に即した取組を支援し、その成果を県全体に発信します。

(2) 教育・保育の質の向上

- 組織マネジメントやカリキュラム・マネジメントの在り方や手法についての内容を、年次研修や管理職・主任級教諭等を対象とした研修に位置付けます。
- 幼稚園等の要請に応じ、幼児教育センターの顧問・幼児教育専門員・指導主事が、教育・保育アドバイザーとして、計画的・継続的に園内研修に関わり、その成果を広く発信することで、各園の園内研修の活性化を支援します。

(3) 幼児期の子どもを持つ保護者への支援

- 地域の実情に応じた子育ての支援の充実のため、幼稚園等が幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるように支援します。
- 幼児期の子どもを持つ保護者のニーズを把握し、幼児教育に関する情報を提供します。

（※18）認定こども園 就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供するとともに地域における子育て支援を行う施設。都道府県知事が条例に基づいて認可又は認定する。

第2 施策・事業

基本方針に基づき、幼児教育センターと県教育委員会関係課室の幼児教育に関する施策・事業を【推進の方向】と【主な施策・事業】で示します。

1 幼児教育と小学校教育の連携の深化・拡充

栃木県全体では、現在、約9割の市町に幼小の連携組織があり、定期的に会合や研修を行うなど、相互理解を深める取組が見られるようになりました。また、教職員による保育・授業の相互参観や情報交換、幼児・児童の交流活動なども広く行われるようになりました。

今後は、相互の交流にとどまらず、幼児期の教育と児童期の教育をつなぐという視点で、幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムを編成していく必要があります。

【推進の方向】

- 幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成・実施に向けて、連携の深化・拡充を図ることを目的にした研修を行います。
- 市町の教育委員会や保育主管課等との連携を密にし、市町の現状に即した取組を支援し、その成果を県全体に発信します。

【主な施策・事業】

◆栃木県幼小連携推進会議

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校及び家庭教育関係団体の代表者、県幼児教育関係課、市町幼児教育関係課の代表者による「幼小連携推進会議」を年2回開催し、連携推進等の課題とその解決について協議を行います。その中で、「とちぎの幼児教育」の主な施策・事業について実施状況を確認し、その成果と課題を次年度の取組に反映させます。（幼児教育センター）

◆幼小ジョイントプロジェクト

県内1市町を指定し、年間5日の計画で市町教育委員会や保育主管課と協力して、大学教授等の助言のもと、幼小連携を推進します。幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員が合同で保育・授業を参観し、協議し合うことで教職員の「子ども観」「教育観」の相互理解を深め、子どもの発達や学びを踏まえた教育・保育の充実を図ります。（幼児教育センター）

◆合同研修〔幼小〕

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指して、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員が一堂に会し、具体的なテーマに基づき協議をすることで、地域の連携の充実を図ります。
(幼児教育センター)

◆幼小連携推進者養成研修

年長児の保育参観や1年生の授業参観、相互の職場体験等を踏まえたジョイントカリキュラムの作成を通して、子どもの発達を理解し、幼小連携の推進者に求められる資質の向上を図ります。
(幼児教育センター)

◆教育・保育アドバイザー事業

市町の連携組織や各園・校の幼小連携の研修会等に対して、幼児教育センターの指導主事等を教育・保育アドバイザーとして派遣し、幼小連携の深化・拡充を図ります。
(幼児教育センター)

◆障害のある子どもの支援情報の引継ぎ

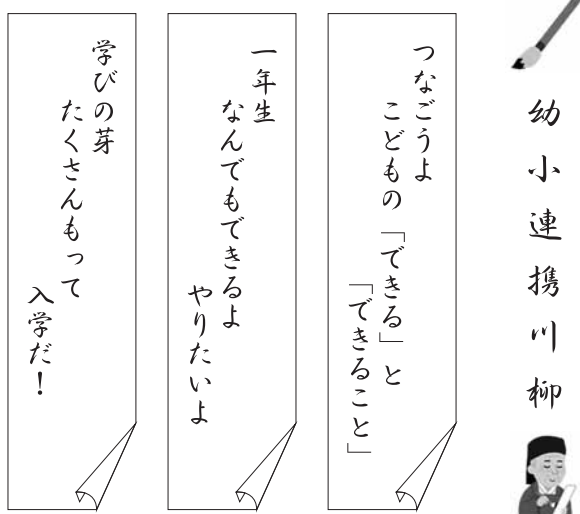
障害のある子どもに対する一貫した支援体制の確立に向け、幼稚園等から小学校等への移行期における支援情報の引継ぎを推進し、就学先の小学校等における早期からの指導・支援の充実を図ります。
(特別支援教育室)



【ペアによるジョイントカリキュラムの作成】



【ジョイントカリキュラム】



「幼小連携推進者養成研修」より

2 教育・保育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育要領や保育指針等の理念を実現させるためには、研修や調査研究等の体制を充実させ、幼稚園等の幼児教育に携わる教職員の資質・能力及び園の組織力の向上を図っていくことが必要です。

また、幼児教育への多様なニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえると、これまで以上に各園における園内研修の継続・充実が十分に図られるよう支援していくことが求められます。

【推進の方向】

- 組織マネジメントやカリキュラム・マネジメントの在り方や手法についての内容を、年次研修や管理職・主任級教諭等を対象とした研修に位置付けます。
- 幼稚園等の要請に応じ、幼児教育センターの顧問・幼児教育専門員・指導主事が、教育・保育アドバイザーとして、計画的・継続的に園内研修に関わり、その成果を広く発信することで、各園の園内研修の活性化を支援します。

【主な施策・事業】

◆研修の充実

新規採用幼稚園教諭研修や中堅幼稚園教諭等資質向上研修など、保育教諭も含めた教職員の職位や経験年数に応じた研修を実施するとともに、特別支援教育に関する研修や保育技術の向上を目指す研修など今日的な課題に対する研修を通して、幼児教育の担い手である教職員の資質・能力の向上を図ります。

(栃木県幼稚園連合会・こども政策課・幼児教育センター)

◆教育・保育アドバイザー事業

幼稚園等の要請に応じ、幼児教育センターの指導主事等を教育・保育アドバイザーとして派遣し、今日的な課題をテーマにした園内研修の講師等を務めます。また、ワークショップ型の保育研究手法を用いて行う「園内研修サポートプログラム」により、継続的に園内研修の充実を支援します。

(幼児教育センター)

◆情報の提供

幼児理解のための教材ビデオや食に関する参考文献等を整備し貸出しを行うほか、ホームページや情報誌「おうち」、幼児教育センターだよりを通して幼児教育や子育て等に関する研究成果など各種情報の提供を行います。

(幼児教育センター)

◆調査研究

幼児教育に関する課題について、関係団体と連携を図りながら調査研究を行い、それらの成果を広く発信し、教育・保育の質の向上を図ります。

(幼児教育センター)

◆指導者養成のための人材の育成

独立行政法人教職員支援機構が実施する中央研修講座へ教職員を派遣するなど、人材の育成を行います。また、幼稚園や認定こども園の教諭等が小学校の免許を取得できる講座を教育職員免許法認定講習で開催していきます。

(教職員課)

◆発達障害専門家派遣事業

幼稚園等に在籍する発達障害のある子ども（発達障害の可能性のある子どもを含む）への適切な指導及び必要な支援を充実させるため、医療や心理、教育の専門家を幼稚園等の要請に応じて派遣します。

(特別支援教育室)

◆多様な運動経験の啓発・推進

幼児期運動指針の趣旨を踏まえ、多様な運動経験の啓発と推進のため、幼児が遊びの中で体の諸部位を使って楽しみながら取り組める活動プログラムや指導用ハンドブックを普及・啓発します。

(スポーツ振興課)



【新規採用幼稚園教諭研修の様子】



【調査研究成果物】



【指導用ハンドブック】

3 幼児期の子どもを持つ保護者への支援

社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の子育てに関する不安を解消し、その喜びを感じることができるよう、幼稚園等の機能を生かした子どもによりよい育ちを保证する子育ての支援が求められています。

幼児が充実した園生活を送るためには、保護者の理解と協力が必要であり、家庭生活との連続性を踏まえるとともに、子育て支援を充実させていくことが重要です。

【推進の方向】

- 地域の実情に応じた子育ての支援の充実のため、幼稚園等が幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるように支援します。
- 幼児期の子どもを持つ保護者のニーズを把握し、幼児教育に関する情報を提供します。

【主な施策・事業】

◆子育ての支援に関する研修の充実

年次研修の中に、預かり保育や子育ての支援についての内容を位置付け、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、教職員の指導力の向上を図ります。 (幼児教育センター)

◆情報誌「おうち」による情報の提供

幼児教育や家庭教育に関わるテーマについて、保護者によるアンケート結果を生かした双方向性のある情報誌を発行し、幼稚園等を通して、3～5歳の子どもを持つ家庭に配布します。また、幼稚園等の保護者会や研修会等での本誌の活用を促進し、保護者の子育てを支援します。 (幼児教育センター)

◆教育・保育アドバイザー事業

子育ての支援等に関する園内研修や、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等が行う保護者対象の説明会や講演会等に対して、幼児教育センターの指導主事等を教育・保育アドバイザーとして派遣します。 (幼児教育センター)

◆家庭教育に関する学習機会の提供

子育て中の保護者を対象とした、子育てに必要な知識やスキルを主体的に学ぶ「親学習プログラム」の普及・定着の取組を、市町や企業、家庭教育支援団体等と連携し支援します。また、市町の保健福祉部局で実施している全保護者を対象にした検診や訪問事業等の機会を利用するなど、学習機会の拡充を図り、身近な家庭教育支援をより進めていきます。（生涯学習課）

◆家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実

家庭教育の重要性について、家庭教育資料を作成するなど啓発活動の充実を図るとともに、「とちぎレインボーネット」内の家庭教育支援サイトを充実します。また、子育てなど家庭教育に関する電話相談「家庭教育ホットライン」や、電子メールによる「メール相談」を行う等、保護者がいつでも気軽に相談できる体制を整えます。（生涯学習課）

◆家庭教育支援者の養成

子育てに関する不安を抱く保護者への助言等、きめ細かな支援ができるよう家庭教育支援者の養成及び研修会を実施します。また、全市町にある家庭教育オピニオンリーダー等の家庭教育支援者の組織を核に、相談体制整備や情報提供、子育て支援のネットワークの充実を図るなど、身近な地域で保護者を支える環境を整えていきます。（生涯学習課）



【家庭教育支援プログラム指導者養成の様子】



【おうち29号 がまんでできる子】



【おうち30号 想像力を育む】

第3 施策・事業の推進に当たって

本県における幼児教育の質の向上を図るためには、県だけではなく、市町、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が共に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。それぞれの役割を以下に明記し、本県幼児教育の基本方向を共有します。

1 県の役割

(1) 幼児教育センターを中心とした関係各課室の協力体制の構築

幼児教育センターは幼児教育行政の中核として、関係各課室と連携を図りながら、事業を展開していきます。その中で、それぞれの取組について、お互いに情報を共有することに努めます。

(2) 市町との連携

市町における幼児教育の振興において、教育委員会や保育主管課が積極的な役割を果たせるよう、支援を行います。

(3) 関係団体との連携

一般社団法人栃木県幼稚園連合会、栃木県保育協議会、栃木県民間保育園連盟、栃木県日本保育協会、栃木県小学校長会、栃木県小学校教育研究会等との密接な連携のもと、各施策・事業の展開に努めます。



2 市町の役割

(1) 計画的な幼児教育の推進

市町教育委員会が中心となって、関係部局、関係機関等と密接に連携・協力しながら、計画的に市町の幼児教育の推進を図ることが必要です。また、市町の特徴を生かした幼児教育の推進に関する計画の策定が望まれます。

(2) 教育委員会と保育主管課との協力体制の確立

教育委員会と保育主管課が各施策・事業において連携を図り、窓口の明確化や連絡体制の整備が必要です。さらに、幼児教育担当者を推進役として、市町の幼稚園等を全面的に支える協力体制の確立が求められます。

(3) 幼小連携組織の設置

市町の幼小連携を推進するために、市町全体あるいは各地域に連携組織を設置することが重要です。連携組織を活用し、幼稚園等と小学校の情報交換や、互いのカリキュラムを効果的に接続する等の試みが求められます。

(4) 教育環境の整備

幼稚園等へ求められる多様なニーズに応じた、人的環境や物的環境等を整備することが求められます。

足利市の取組



【保育・授業公開の様子】



【幼・保・こ・小 合同での協議】

3 幼稚園・保育所・認定こども園の役割

(1) 創意ある教育課程・保育課程の編成とカリキュラム・マネジメント

幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けて、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨、内容の理解を深めることが必要です。それらと子どもの姿や地域の実態等を踏まえ、どのような教育課程・保育課程を編成し、実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントを確立することが求められます。

(2) 指導計画に基づく教育の展開

教育課程・保育課程を踏まえ、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした指導計画を作成し、幼児期に必要な経験が十分に保証される環境を構成し、総合的な指導を行っていくことが重要です。

(3) 教職員の資質・能力の向上

全ての教職員が、日頃の実践についての意見交換やテーマに基づく研究の実施等、園内研修の継続・充実を図ることが必要です。また、園外研修の機会の確保を図ることも必要です。

(4) 学校評価等の充実

園において、幼児にとってよりよい教育活動となるよう、園の教育活動その他の園運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、園及び設置者等が園運営の改善を図ること、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが必要です。

(5) 他の園との交流

他園との合同研修や相互の保育参観を通して、自園の保育を見直したり、他園の幼児との交流を通して、人間関係と生活経験の広がりを持たせたりすることが大切です。

(6) 小学校との連携

子ども同士の交流や教職員の情報交換、合同の研修等を年間計画に位置付け、相互理解を深めることが大切です。同時に、幼児教育の成果を小学校教育に生かすため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（P16参照）や小学校のスタートカリキュラムを見据えた指導計画の作成が必要です。また、指導要録等を作成・送付し、子どもの学びをつなげていくことも重要です。

4 小学校の役割

(1) スタートカリキュラムの編成・実施

幼児期の発達や学びを小学校教育で十分に生かしていくために、生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施することが必要です。その後、当該年度のスタートカリキュラム全体の評価・改善をし、次年度の編成に生かしていくことも重要です。また、スタートカリキュラムの意義と内容について、学校全体で共通理解を図り、さらに、保護者や地域、幼稚園等に周知していくことも大切です。

(2) 幼児教育の成果を生かした指導の工夫

幼児教育と小学校教育には、目標、方法、評価等において、様々な違いがあるため、入学前の子どもが、何をどのように学んできたかを知ることが必要となります。特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園等と共有し、学校全体でそのことを踏まえ、幼児期に育まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが大切です。(P16参照)

(3) 幼稚園等との連携

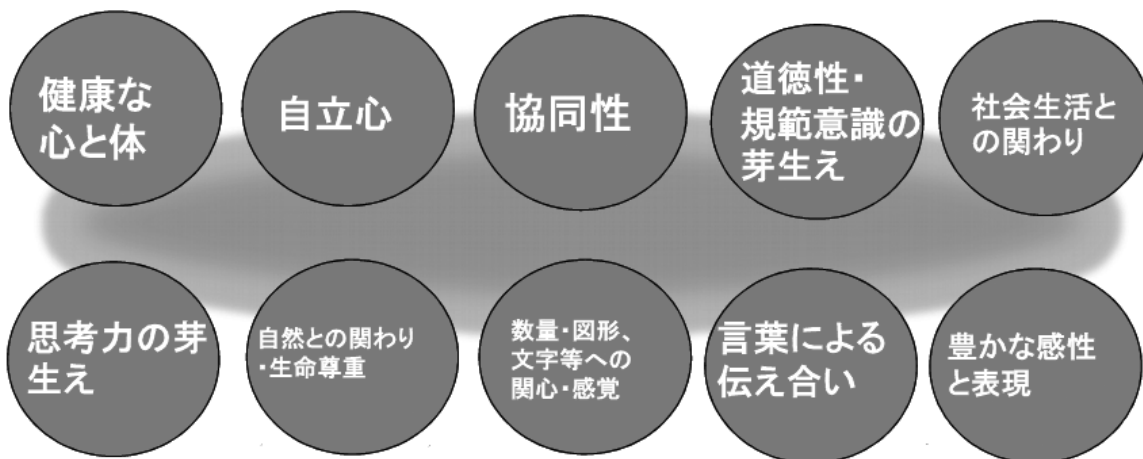
教職員同士の合同の研修や子ども同士の交流を通して、子どもの実態や指導の在り方などについて日頃から相互理解を深めることが大切です。その際、幼小連携の担当者を校務分掌に位置付けるとともに、合同の研修や交流を年間指導計画に位置付けることが重要です。また、幼稚園等から送付される指導要録等を適切に活用し、子どもの学びをつなげることも大切です。

〔参考〕「栃木県教育振興基本計画2020」推進指標

評価する観点 推 進 指 標	基準値 (H27)	目標値 (H32)	H28
幼児教育の成果を小学校教育につなげているか			
幼児教育の成果を生かし、生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施している小学校の割合	49.9%	100%	81.5%

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月21日 中央教育審議会）」より抜粋

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の整理イメージ



幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿(※)

健康な心と体	自立心	協同性	道徳性の芽生え	規範意識の芽生え	いろいろな人とのかかわり
思考力の芽生え	自然とのかかわり	生命尊重・公共心等	数量・図形・文字等への関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月11日）に基づく整理。

小学校・中学校
小学校低学年
幼児教育

生活科における教育のイメージ

社会

社会的現象の見方・考え方
位置や空間的な広がり、時間や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的現象を見出し、比較・分類し、関連付けたり、国民の生活と関連付けること

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方(案)
各教科等における見方・考え方を統合的に活用して、広範な現象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること

理科

理科の見方・考え方
身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較・分類、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること

生活科

＜身近な生活に関わる見方・考え方(案)＞

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連付け、試行、予測、工夫することなどを通して、自分自身や自分の生活について考えること

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを目指す

- 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに関わりながら、生活上に必要な習慣や技能を身に付けるようにする
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え表現する力を育成する
- 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる

「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

健康な心と体	健康な心と体
自立心	自立心
協同性	協同性
道徳性・規範意識の芽生え	道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり	社会生活との関わり
思考力の芽生え	思考力の芽生え
自然との関わり・生命尊重	自然との関わり・生命尊重
数量・図形・文字等への関心・感覚	数量・図形・文字等への関心・感覚
言葉による伝え合い	言葉による伝え合い
豊かな感性と表現	豊かな感性と表現

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

国語
算数
図画
音楽
体育
道徳
特別活動

遊びや生活の中で、幼児期の特性に応じた「見方・考え方」や資質・能力を育む学び

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

＜解説図表参照：家庭や地域での生活＞

「とちぎの幼児教育」を
支える環境づくり

「とちぎの幼児教育」を支える環境づくり

本県が平成22年に制定した「とちぎの子ども育成憲章」や平成27年に策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の趣旨を反映させ、本県の保健福祉部こども政策課をはじめとする知事部局関係課の幼児教育に関する主な施策や事業について、『とちぎの幼児教育』を支える環境づくり」として、記載します。

1 教育環境の整備・充実

幼児教育の振興には、幼児一人一人に対応したきめ細やかな教育・保育を行うための条件整備や教育に直接従事する教職員の資質・能力の向上のための支援等、教育・保育環境の整備・充実が重要です。

【推進の方向】

- 幼稚園の経営の健全性を高めるとともに、教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園運営への支援を行います。
- 特別な支援を必要とする幼児の受入れ促進に努めます。
- 教職員の福利厚生の実施により、優れた教職員の確保を図るとともに、各種研修の実施や研修実施団体への助成等を通して教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 教育・保育施設における環境整備を推進します。

【主な施策・事業】

◆幼稚園運営等への助成

学校法人立幼稚園に対して、経営の健全性を高めるとともに、教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法に基づき運営費を助成します。

学校法人立以外の幼稚園に対して、教育内容の充実を図るため教材費等経費の一部を助成します。（こども政策課）

◆施設型給付費の給付

市町が幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園、新制度に移行した幼稚園に対して給付する施設型給付費の一部を負担します。（こども政策課）

◆幼稚園特別支援教育への助成

特別な支援が必要な幼児の受入れ促進のため、特別支援教育を行う幼稚園や幼保連携型認定こども園に対して必要な経費の一部を助成します。

(こども政策課)

◆教職員の福利厚生の実施

公益財団法人栃木県私立幼稚園振興財団が行う私立幼稚園等教職員に対する退職金給付事業について助成します。

(こども政策課)

私立学校教職員が加入する日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に要する経費の一部を助成します。

(文書学事課)

◆幼稚園教職員の研修事業への助成

一般社団法人栃木県幼稚園連合会が実施する幼稚園や幼保連携型認定こども園の教職員の資質・能力向上のための研修事業に対し、経費の一部を助成します。

(こども政策課)

◆新規採用幼稚園教諭研修の実施（再掲）

(栃木県幼稚園連合会・こども政策課・幼児教育センター)

◆保育所職員の研修事業に対する助成

栃木県保育協議会、栃木県民間保育園連盟、栃木県日本保育協会が実施する保育所等職員の研修事業に対し、経費の一部を助成します。

(こども政策課)

◆教育・保育施設の施設整備等への助成

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園等が行う増改築・耐震化工事や遊具等環境整備事業に対し、経費の一部を助成します。

(こども政策課)

2 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

近年、地域社会の連帯意識は希薄化が進んでおり、子育て家庭が孤立し、子育てについての不安や悩み、負担感を抱く人が増えています。そのような中、利用者支援や地域子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業の実施等、それぞれの地域の実情に応じた総合的な子ども・子育て支援が求められます。

【推進の方向】

- 未就園児を対象とした親子教室の開催、子育てに関する情報の提供等、幼稚園や幼保連携型認定こども園における子育て支援活動を促進します。
- 保護者の要請等に応じて、教育課程に係る教育時間外に行われる「預かり保育」を促進します。
- 保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業や第3子保育料免除事業等を実施します。
- 保育所における子育て支援については、地域の実情等に応じた様々な取組を促進します。

【主な施策・事業】

◆地域の子育て推進事業への支援

幼稚園や幼保連携型認定こども園が行う子どもの遊び場の確保、未就園児を対象とした親子教室の開催、幼児教育に関する各種講座の開催、子育てに関する情報の提供等について助成します。（こども政策課）

◆「預かり保育」の推進

「預かり保育」を実施する幼稚園や幼保連携型認定こども園に対して、その経費の一部を助成します。（こども政策課）

◆幼稚園における保護者負担の軽減

保護者の負担軽減を図るため、市町が行う幼稚園就園奨励事業を実施します。（こども政策課）

◆教育・保育施設における保護者負担の軽減

保護者の負担軽減を図るため、市町が、第3子以降の未就学児にかかる幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園等の保育料を免除した場合に、その事業に要する経費の一部を助成します。（こども政策課）

◆ 1 歳児保育担当保育士増員に対する助成

1 歳児入所児童の処遇を向上させるため、市町が、1 歳児が 6 人以上入所している保育所や幼保連携型認定こども園に対して、1 歳児 3 人に保育士 1 人を配置するための人件費を助成した場合に、その事業に要する経費の一部を助成します。
(こども政策課)



3 家庭や地域への啓発

未来を担う「社会の宝」である子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、健全に育つことの大切さを社会全体で改めて認識し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくことが重要です。

【推進の方向】

- 家族のふれあいや絆を深めるために、「ふれあい育む『家庭の日』」（毎月第3日曜日）の定着に向けた普及・啓発に努めます。
- 子育てのための大人の基本理念や行動指針を示した「とちぎの子ども育成憲章」を県民に広く周知するとともに、憲章の理念に沿った実践を促します。

【主な施策・事業】

◆「家庭の日」の普及・啓発

各種媒体・啓発資料を活用した広報等を実施するほか、「家庭の日」の主な県有施設の小人料金の無料化や、市町有施設の優待制度を実施するなど、市町、関係機関等と連携し「家庭の日」の定着に向けた普及・啓発に努めることにより、家族のふれあいや絆を深め、家庭教育力の向上を図ります。

（人権・青少年男女参画課）

◆「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発

「とちぎの子ども育成憲章実践宣言団体」の募集・登録や各種媒体・啓発資料を活用した広報を行うなど、「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発に努め、家庭、学校、職場、地域等様々な場において憲章の理念が実践されるよう努めます。

（人権・青少年男女参画課）



平成29年度 とちぎの幼児教育
ーとちぎの幼児の健やかな成長のためにー

平成29年 3 月発行
栃木県総合教育センター幼児教育部
(栃木県幼児教育センター)
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070
TEL：028-665-7215 FAX：028-665-7216
URL：http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/youji